木造住宅耐震診断者派遣事業

【対象住宅】
・昭和５６年５月３１日までに建築または着工された戸建木造住宅（在来軸組構法、枠組壁工法、伝統的構法によるもの）
・平屋建て又は２階建てのもの（賃貸は対象外）
【対象者】
・市内の対象住宅を自己または３親等以内の親族が所有し、居住しているか居住する予定の人
・本人と世帯に属する全員が市区町村税を滞納していないこと
【自己負担額】
・**1,000円**（派遣旅費として当日診断者にお渡しください）
（建築図面がない場合は、診断に係る追加調査費として別途**11,000円**が必要です）

事業の流れ

① 相談・受付　（市役所７階建築指導課窓口にて）
申請者本人の他、代理人も可
対象住宅の建築年、所有者が確認できる資料をご用意ください。

② 派遣申請書の提出　受付期間　令和8年4月16日（木）～令和9年2月12日（金）

③ 派遣決定通知書の交付
派遣申請書を審査し、決定後、市から「木造住宅耐震診断者派遣決定通知書」を郵送します。

④ 診断者と日程調整
派遣診断者からの電話連絡により、現地調査の日程を調整してください。

⑤ 現地調査当日
当日は、立ち合いをお願いします。
派遣旅費として、1,000円を診断者にお支払いください。
建築図面が無い、または図面に診断に必要な情報が不足の場合は追加調査費として11,000円が必要です。

⑥ 診断結果
診断結果１．０以上　耐震診断結果が郵送され、事業は完了となります。

診断結果１．０未満　診断者と日程を調整し、耐震改修訪問相談を行います。

⑦ 結果報告・訪問相談
※改修訪問相談では、耐震診断者から耐震診断結果と、耐震改修の概要を説明します。耐震改修設計等、耐震改修に係る個々の具体的な業務は含まれません。

耐震診断者派遣事業の流れ

① 相談・受付（市役所7階建築指導課窓口にて）

申請者本人の他、代理人も可（電話での受付は行っておりません）

対象住宅の建築年及び所有者が確認できる資料（「固定資産税・都市計画税課税明細書」など）をご用意ください。

この事業を利用できるのは1人1回までです。

② 派遣申請書の提出

必要書類を添えて、建築指導課に提出

受付期間　令和8年4月16日（木）～令和9年2月12日（金）　　※予算の範囲内

必要書類

① 木造住宅耐震診断者派遣申請書
② 建築年を証明するものの写し（建築確認通知等）※
③ 住宅の所有者が確認できるもの（登記事項証明書等）※
④ 市区町村税等を完納していることがわかる書類（完納照合票等）
⑤ 所有者の3親等以内の親族であることを示す書類（該当者のみ）
⑥ 建築確認通知等、建築当時の資料・図面等の写し（用意できる場合）

※②、③について、「固定資産税・都市計画税　課税明細書」で確認できる場合は、同明細書の写しも可とします。

⑤ 耐震診断

診断者が訪問し現地調査を行います（当日は立ち合いをお願いします）。

診断者へ、交通費用として1千円をお支払いください。

診断者へ、耐震診断に必要な住宅の書類⑥（またはコピー）の貸出をお願いします。

建築図面がない（図面に診断に必要な情報が不足）の場合は追加調査費1万1千円が必要です。

⑥ 診断結果

診断結果「評点１．０以上」の場合は診断結果を郵送し、事業終了となります。

診断結果「評点１．０未満」の場合は、診断者が耐震改修相談を行います。

⑦ 結果報告・訪問相談

改修訪問相談では、耐震診断者から耐震診断結果と耐震改修の概要を説明します。

耐震改修設計等、耐震改修に係る個々の具体的な業務は含まれません。

建築図面や耐震改修のための図面作成はありません。

また、耐震改修の実施を強制するものではありません。